

広島県教育委員会告示第三号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十七条第二項の規定によつて、次のとおり広島県史跡の指定が解除された。

平成二十一年八月十七日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

種別	名称	所在地	指定年月日	解除年月日
古墳	一子塚古墳	福山市駅家町大字新山三〇〇三番一、大字中島三〇九五番一	昭和二十三年九月一七日	平成二十一年七月三日